

# 最近の最高裁判決からみた特許権侵害訴訟と 特許発明の訂正に関する諸問題

◆講師◆ 明治大学法科大学院 教授 熊谷健一先生 ◆ 藤本昇特許事務所 所長 弁理士 藤本昇先生

本年も4月がスタートしましたが、経済状況は非常に厳しいものがあります。しかしながら、この時期こそチャンスと捉え知財戦略を見直すべきであります。今回は特許法第104条の3の規定により、特許権侵害訴訟において特許が無効にされるべきものと認められると特許権の行使が制限されるが、この侵害訴訟における無効の主張に対し、特許権者が対抗する主張の一手段として特許の訂正が有ります。しかるに、この訂正は「その前提として訂正審判請求することが必要か否か」「訂正は複数回可能か」「訂正の時期制限」等、訂正に関する諸問題がクローズアップされてきました。

今回のセミナーは、この点に関する最近の最高裁判決を取り上げ、企業が注意すべき問題点や明細書の記載等について解説いたします。講師として、藤本昇特許事務所 顧問 明治大学法科大学院教授の熊谷健一先生(元特許庁審査官)をお迎えし、弁理士 藤本昇先生にも実務家の立場でお話していただきます。企業の知財実務上非常に有益となりますので、多数の知財関係者のご参加をお待ちしております。

## 最高裁判決からみた特許の訂正に関する実務上の留意点とは？

### ◆最高裁第一小法廷判決H20. 4. 24

侵害訴訟の判決がなされた後に訂正を行った場合の侵害訴訟の判決の取り扱いに関する判決

### ◆最高裁第一小法廷判決H20. 7. 10

訂正の一部認容の可否に関する判決

- ・訂正に関する実務上の留意点
- ・侵害訴訟における訂正と最高裁判決の意義
- ・複数回の訂正と特許法104条の3の運用
- ・訂正の一部認容と最高裁判決の意義
- ・一部認容を踏まえた明細書のあり方
- ・訂正制度のあり方

◆2009年5月27日(水)◆

14:30~17:00(受付14:00~)

全国町村会館2階:東京都千代田区永田町1-11-35

地図 <http://www.zck.or.jp/kaikan/access/index.htm>

◆参加費◆

お一人様 8,000円

\*下記指定口座にお振込みをお願いいたします

\*請求書はお申込み確認後送付させていただきます

◆お申込み方法◆

下記お申込み欄にご記入いただきFAXください

株式会社パトラ宛 FAX:03-5777-5685

貴社名:	ご住所:〒	
ご出席者名:	TEL:	
部署: 役職:	FAX:	
合計: 名ご参加 ( <u>2名様以上</u> でご参加の場合ご記入ください。 )	E-mail:	
◆お振り込み予定日◆ 月 日	お振込先	みずほ銀行 南船場支店 当座0134402*お振込み手数料はお申込者ご負担でお願いいたします。

お問合せ:(藤本昇特許事務所内)株式会社パトラ 担当:高橋 TEL:03-5777-5689/FAX:03-5777-5685 /E-mail:patra@sun-group.co.jp

※ご記入いただいた個人情報、主催者のみが保管し、本セミナー関連業務、主催者が今後開催するセミナーの案内等に利用いたします。